

佐賀県告示第二百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画を作成させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成二十二年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社一道

所在地 多久市北多久町多久原三三三八番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアプランセンターからっと

所在地 唐津市相知町牟田部九七三番地一

二 (一) 指定年月日 平成二十二年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社千寿園

所在地 佐賀市北川副町光法一五九三番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所東与賀

所在地 佐賀市東与賀町大字飯盛二番五号